



増田 雅暢
まさただ まさのぶ

東京通信大学教授

朝日新聞に、次のような記事が出ていた。政府は、緊急経済対策において、生活困窮者対策として、低所得の子育て世帯を対象に子ども1人当たり5万円を支給することにした。これに対して、関東地方の女性(37)は、未婚者で、パートで週5日働き、年収は約200万円のいわゆるワーキングプアだが、今回の対策

住民税非課税世帯とは

1人一律10万円のと きだけだったという(22年4月27日朝刊)。彼女は、21年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)も受給できなかった。シングルでも年収200万円では、

いうとだいぶ低い水準なので、住民税非課税世帯はごく限られた人たちに思われるが、実は、日本の全世帯の約4分の1は住民税非課税世帯なのである。「2019年国民生活基礎調査」によると、住民税非課税世帯は、日本の全世帯の23・3%の算入により見かけ上の所得を低く抑えることができる。したがって住民税非課税世帯を対象にすると、高齢者世帯や自営業世帯が多くなる。また、貯蓄は考慮されないのので、例えば貯金が3000万円あっても住民税非課税世帯であれば給付金を受給できる。

課税世帯」について考えてみよう。基本的に年間所得が35万円以下であると、住民税非課税になる。給与所得者の場合、シングル世帯では年収100万円以下が非課税世帯となる。年代別にみると、70代以上の高齢者世帯では約4割程度は非課税である。年金生活者の場合は、単身者であれば155万円以下で非課税と、税の年金控除により非課税水準が高くなる。また、自営業者の場合は、各種経費

元内閣府参事官